

伊勢市介護サービス等事業所安定運営支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、原油価格や物価高騰の影響を受けながらも、サービスの安定的な提供を継続している介護サービス等事業所を支援することにより、原油価格や物価高騰による介護サービス等の提供に対する影響を軽減するとともに、利用者負担の増加を防ぐため、予算の範囲内で伊勢市介護サービス等事業所安定運営支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「介護サービス等事業所」とは、次に掲げる事業所であって、現に事業を実施しているもの（事業を休止し、又は法令に基づき事業の停止処分を受けているものを除く。）をいう。

(1) 次に掲げる事業を行う事業所

ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第1項に規定する居宅サービス事業（居宅療養管理指導並びに利用者に利用されていない居室を利用して行う短期入所生活介護及び短期入所療養介護を行う事業を除く。）

イ 介護保険法第8条第14項に規定する地域密着型サービス事業

ウ 介護保険法第8条第24項に規定する居宅介護支援事業

エ 介護保険法第8条第26項に規定する施設サービスを行う事業

オ 介護保険法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス事業（介護予防居宅療養管理指導並びに利用者に利用されていない居室を利用して行う介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護を行う事業を除く。）

カ 介護保険法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービス事業

キ 介護保険法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業

ク 介護保険法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業

(2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人ホーム

(3) 老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホーム

(4) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅（前号に規定する有料老人ホームを除く。）

（支援金の支給）

第3条 市長は、次条に規定する者に支援金を交付することができる。

（交付対象者）

第4条 支援金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす介護サービス等事業所の事業者とする。

(1) 支援金の交付の申請に係る事業所が市内にあること。

(2) その事業所の運営に原油価格や物価高騰の影響を受けていること。

(3) 令和4年4月1日（令和4年4月2日以降に事業を開始した場合は、当該日）から申請日までの間で、介護サービス等を提供した実績があること。

（支援金の額）

第5条 支援金の額は、別表のとおりとする。

（支援金の交付申請）

第6条 支援金の交付の申請をしようとする者は、伊勢市介護サービス等事業所安定運営支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

(1) 伊勢市介護サービス等事業所安定運営支援金申請額内訳書（様式第2号）

(2) その事業所の運営に原油価格や物価高騰の影響を受けていることが分かる書類

2 前項の規定による申請は、令和4年9月30日までに行わなければならない。

(交付の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、交付することを決定したときは、その旨を申請者に通知し、支援金を交付する。

(支援金の返還)

第8条 市長は、支援金の交付を受けた者が偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたときは、支援金の全部又は一部を返還させることができる。

(報告等)

第9条 市長は、必要があると認めたときは、支援金の交付を受けた者に対し、必要な事項について報告を求めることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月5日から施行する。

別表（第5条関係）

区分	事業の種類	支援金の額
入所系	短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型	1 定員が20人を超える場合 1 事業所当たり600,000円
		2 定員が20人以下の場合 1 事業所当たり300,000円

	介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅	
通所系	通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、第1号通所事業	<p>1 浴室を有し、入浴サービスを提供している場合 1事業所当たり300,000円</p> <p>2 1以外の場合 1事業所当たり120,000円</p>
訪問系	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、福祉用具貸与・販売、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、居宅介護支援、介護予防支援、第1号訪問事業	1事業所当たり30,000円

備考

- 1 この表に掲げる事業のうち2以上の事業が、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、当該事業所は、一の介護サービス等事業所とみなし、当該事業所に係る支援金の額は、当該事業所が該当するこの表に定める額のうち最も高い額とする。
- 2 令和4年4月2日以降に事業を開始した事業所については、当該支援金の額を6で除した額に事業開始日の属する月の翌月（事業開

始日が1日の場合は、当月) から令和4年9月までの月数を乗じた額を支援金の額とする。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

（宛先）伊勢市長

所在地

申請者 名称

代表者職名

代表者氏名

伊勢市介護サービス等事業所安定運営支援金交付申請書兼請求書

伊勢市介護サービス等事業所安定運営支援金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 申請額 円
- 2 添付書類
- 3 振込先

金融機関名	銀行 金庫 農協		本店 支店 出張所						
	口座種別	1 普通 2 当座	口座番号						
フリガナ									
口座名義人									

様式第2号（第6条関係）

伊勢市介護サービス等事業所安定運営支援金申請額内訳書

申請者名称

事業所名	区分	事業の種類	事業開始日	定員	入浴サービス提供の有無	申請額
	系			人	有・無	円
	系			人	有・無	円
	系			人	有・無	円
	系			人	有・無	円
	系			人	有・無	円
	系			人	有・無	円
申請額 合計						円

備考

- 1 事業開始日は令和4年4月2日以降開始した事業所は当該開始した日を記載し、それ以外は令和4年4月1日と記載すること。
- 2 定員は、令和4年4月1日現在（令和4年4月2日以降開始した事業所はその日）のものを記載すること。
- 3 入所系の事業者は定員を、通所系の事業所は入浴サービス提供の有無を必ず記載すること。